

法 務 省

(福岡法務局) 宮崎地方法務局

〒880-8513 宮崎市別府町1-1 (宮崎法務総合庁舎)
TEL (0985)22-5124 FAX (0985)20-3202
(URL) <http://houmukyoku.moj.go.jp/miyazaki/frame.html>

【下部機関】

高鍋出張所	〒884-0006	児湯郡高鍋町大字上江字高月 8340 (高鍋合同庁舎) TEL (0983)23-0352 FAX (0983)23-2887
都城支局	〒885-0072	都城市上町2街区11号 (都城合同庁舎) TEL (0986)22-0490 FAX (0986)22-1547
小林出張所	〒886-0004	小林市細野266-1 (小林法務合同庁舎) TEL (0984)23-3211 FAX (0984)23-3211
延岡支局	〒882-0803	延岡市大貫町1-2915 (延岡合同庁舎) TEL (0982)33-2179 FAX (0982)33-2191
日南支局	〒889-2535	日南市飢肥3-6-2 (日南法務総合庁舎) TEL (0987)25-9125 FAX (0987)25-3496

【主な所掌事務】

- 地方法務局：民事・行政に関する訴訟、公証人・司法書士・土地家屋調査士に関する事務、登記・供託事件の審査請求、登記に関する事務、戸籍・国籍に関する事務、供託に関する事務、人権擁護に関する事務
- 支 局：登記に関する事務（商業・法人登記事務を除く）、戸籍に関する事務、国籍に関する事務（日南支局を除く）、供託に関する事務、人権擁護に関する事務、訟務に関する事務
- 出 張 所：登記に関する事務（商業・法人登記事務を除く）

【登記及び戸籍・国籍に関する事務の管轄区域】

- 地方法務局：宮崎市、東諸県郡国富町、綾町（戸籍に関する事務は、高鍋出張所の管轄区域を含む。国籍に関する事務は、日南支局及び高鍋出張所の管轄区域を含む。登記に関する事務のうち商業・法人登記事務は、宮崎県内全域）
- 高鍋出張所：西都市、児湯郡（戸籍・国籍に関する事務及び登記に関する事務のうち商業・法人登記事務は、宮崎地方法務局）
- 都 城 支 局：都城市、北諸県郡三股町（戸籍・国籍に関する事務は小林出張所の管轄区域を含む。登記に関する事務のうち商業・法人登記は、宮崎地方法務局）
- 小 林 出 張 所：小林市、えびの市、西諸県郡高原町（戸籍・国籍に関する事務は、都城支局。登記に関する事務のうち商業・法人登記事務は、宮崎地方法務局）
- 延 岡 支 局：延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡（登記に関する事務のうち商業・法人登記事務は、宮崎地方法務局）
- 日 南 支 局：日南市、串間市（国籍に関する事務及び登記に関する事務のうち商業・法人登記事務は、宮崎地方法務局）

(福岡入国管理局)
宮崎出張所

〒880-8513 宮崎市別府町1-1 (宮崎法務総合庁舎) 2階
TEL (0985)31-3580 FAX (0985)31-3596
(URL) <http://www.immi-moj.go.jp> (法務省入国管理局)

【主な所掌事務】

出入国の管理に関する事務、外国人の在留に関する事務

【管轄区域】

在留審査：宮崎県

出入国審査：宮崎県の海岸、宮崎空港、新田原基地

(九州地方更生保護委員会)
宮崎保護観察所

〒880-8513 宮崎市別府町1-1 (宮崎法務総合庁舎)
TEL (0985)24-4345 FAX (0985)20-3201

【主な所掌事務】

保護司の選考、保護司等の表彰、犯罪の予防、保護司の組織及び教養訓練、更生保護事業を営む者の指導・監督・育成、更生保護に関する調査等、保護観察中の者の救護・援護の措置、少年法による保護処分を受けた者・少年院から仮退院中の者・仮釈放中の者・刑執行猶予者のうち保護観察に付された者の保護観察、在所者・在院者等の生活の環境の調整、恩赦、医療観察、被害者支援

【管轄区域】

宮崎県

宮崎刑務所

〒880-2293 宮崎市大字糸原 4623
TEL (0985)41-1121 FAX (0985)30-3010

【所管支所】

都城拘置支所 〒885-0055 都城市早鈴町 3216-1
TEL (0986)22-4562 FAX (0986)21-1530

延岡拘置支所 〒882-0816 延岡市桜小路 338-7
TEL (0982)21-2066 FAX (0982)21-3429

【主な所掌事務】

- 懲役刑、禁固刑、拘留刑等の自由刑に処せられた者の拘禁及び刑の執行
- 受刑者の犯罪性を除去し、社会生活に適応する能力をかん養するための作業、改善、指導、教科、指導の矯正処遇

宮崎少年鑑別所

〒880-0014 宮崎市鶴島 2-16-5

TEL (0985)27-5566 FAX (0985)20-3203

【主な所掌事務】

- 1 家庭裁判所から観護措置決定によって送致された少年の収容
- 2 少年に対する家庭裁判所の調査審判及び保護処分の執行に資するための医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づいた資質の調査、診断

[検察庁]

(福岡高等検察庁)

宮崎支部

〒880-8566 宮崎市別府町 1-1 (宮崎法務総合庁舎)

TEL (0985)29-2741 FAX (0985)29-8522

(URL) <http://www.kensatsu.go.jp/> (検察庁)

【主な所掌事務】

刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認められるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べること

また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務

【管轄区域】

宮崎県、大分県佐伯市、鹿児島県

宮崎地方検察庁

〒880-8566 宮崎市別府町 1-1 (宮崎法務総合庁舎)

TEL (0985)29-2131 FAX (0985)32-4828

日南支部

〒889-2535 日南市飢肥 3-6-2 (日南法務総合庁舎)

TEL (0987)25-1709 FAX (0987)25-9634

都城支部

〒885-0072 都城市上町 2 街区 11 号 (都城合同庁舎)

TEL (0986)22-3969 FAX (0986)25-7246

延岡支部

〒882-0803 延岡市大貫町 1-2915 (延岡合同庁舎)

TEL (0982)32-3053 FAX (0982)22-1362

(URL) <http://www.kensatsu.go.jp/> (検察庁)

【主な所掌事務】

刑事について、主に地方裁判所に対し公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認められると

きは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べること
また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務

【管轄区域】

本 庁： 宮崎県
日南支部： 日南市、串間市
都城支部： 都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
延岡支部： 延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡

区検察庁

宮崎区検察庁	〒880-8566 宮崎市別府町1-1 (宮崎法務総合庁舎) TEL (0985)29-2131 FAX (0985)32-4828
西都区検察庁	宮崎地方検察庁内
日南区検察庁	〒889-2535 日南市飫肥3-6-2 (日南法務総合庁舎) TEL (0987)25-1709 FAX (0987)25-9634
都城区検察庁	〒885-0072 都城市上町2街区11号 (都城合同庁舎) TEL (0986)22-3969 FAX (0986)25-7246
小林区検察庁	宮崎地方検察庁都城支部内
延岡区検察庁	〒882-0803 延岡市大貫町1-2915 (延岡合同庁舎) TEL (0982)32-3053 FAX (0982)22-1362
日向区検察庁	宮崎地方検察庁延岡支部内
高千穂区検察庁	宮崎地方検察庁延岡支部内

(URL) <http://www.kensatsu.go.jp/> (検察庁)

【主な所掌事務】

刑事について、主に簡易裁判所に対し公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認められるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べること
また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務

【管轄区域】

宮崎区検察庁： 宮崎市、東諸県郡
西都区検察庁： 西都市、児湯郡
日南区検察庁： 日南市、串間市
都城区検察庁： 都城市、北諸県郡
小林区検察庁： 小林市、えびの市、西諸県郡
延岡区検察庁： 延岡市、東臼杵郡のうち美郷町(旧北郷村)、門川町
日向区検察庁： 日向市、東臼杵郡のうち美郷町(旧北郷村を除く。)、諸塚村、椎葉村
高千穂区検察庁： 西臼杵郡